

日高町農業委員を募集します

現在任期中の農業委員に欠員が生じたため、「日高町農業委員会の委員の選任に関する規程第9条第1項の規定により、残任期間の候補者（補充委員）を募集します。

また、現在の農業委員が令和6年3月18日に任期満了となり改選となりますので、次期の農業委員候補者を募集します。

※平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が「議会の同意を条件とする任命制」に変更となり、公募による募集をすることとなっております。

なお、募集の内容や主な業務内容については次のとおりです。

募集人数	①補充委員 1人 ②改選による委員 14人（うち農業者以外の方1人以上を含む）
任期	①補充委員 令和6年3月18日まで ②改選による委員 令和6年3月19日から令和9年3月18日まで（3年間）
身分	日高町農業委員会農業委員（非常勤職員）
報酬	①補充委員 月額34,000円 ②改選による委員 月額34,000円（会長のみ43,000円）
業務内容	①農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議並びにこれらに関連する現地調査 ②農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務 ③農業者からの相談対応及び農業者への助言指導
資格	①日高町に住所を有する者 ②日高町が設置する執行機関の委員でない者 ③日高町職員及び日高町が設置する執行機関の職員でない者 ※以下の方は推薦及び応募できません。 ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員の兼職は法律で禁止されております
推薦及び応募方法	①町内全域又は地区からの農業者等の3名以上の推薦 ②法人又は農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦 ③一般応募 それぞれ規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により日高町農業委員会事務局へ提出してください。様式については、日高町農業委員会事務局または日高町HPよりダウンロードできます。
受付期間	令和5年9月1日（金）から9月28日（木） ※欠員に伴う補充委員、改選による委員同様
申込者に関する情報公開	応募者及び推薦を受けた者、推薦した者の情報につきましては法令により情報公開が義務付けられているため、受付期間の中間及び終了後に日高町HPにて情報を公開します。（氏名・職業・年齢・推薦を受けた者の数並びにそのうちの認定農業者等及び準ずる者の数・応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等及び準ずる者の数）
選考方法	日高町農業委員候補者評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を参考にして町長が候補者を選考します。決定した候補者は、町議会の同意を得たうえで日高町農業委員に任命されます。
その他	①提出された書類は、返却しません。 ②応募又は推薦に係る経費は、全て応募する者又は推薦する者の負担となります。 ③申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。 ④議会の同意を得た後に応募者及び推薦を受けた者へ文書により通知します。

申・問 日高町農業委員会事務局 ☎ 01456-2-6189

完全予約制

マイナンバーカード専用 夜間・休日窓口を開設します

仕事や通学などで開庁時間内に来庁できない方のために、マイナンバーカード専用の夜間・休日窓口を開設します。

マイナンバーカードの交付、健康保険証利用申込、公金口座登録サポート、電子証明書の更新、暗証番号再設定、マイナンバーカードに係る手続きであれば行うことができます。

また、申請に必要な写真を無料で撮影するなどの「申請書作成サポート」を各窓口で実施します。

開設場所	予約先
日高総合支所 地域住民課	日高総合支所地域住民課 ☎ 01457-6-2001
日高町役場 住民生活課	役場住民生活課 ☎ 01456-2-6182
水・くらしサービスセンター	
厚賀出張所	

夜間開設日	予約期限
9月25日(月)	9月21日(木)
10月30日(月)	10月26日(木)
11月27日(月)	11月22日(水)
12月25日(月)	12月21日(木)
休日開設日	予約期限
9月10日(日)	9月7日(木)
10月15日(日)	10月12日(木)
11月12日(日)	11月9日(木)
12月10日(日)	12月7日(木)

開設時間	夜間窓口	午後5時15分～午後7時30分
	休日窓口	午前9時00分～午後1時00分

- ・夜間・休日窓口の受付はすべて完全予約制です。
- ・予約がない方の手続きはお受けできませんので必ず事前にご予約ください。
- ・予約の申込がない日は夜間・休日窓口の開設を行いません
- ・余裕をもって早めにお申し込みください。
- ・事前連絡の無いキャンセルは、翌日以降の対応となる場合があります。
- ・有料を伴う再交付(紛失等)の受け取りはできません。
- ・マイナンバーカードに係る手続き以外の業務は行いません。

マイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか

「マイナンバーカードの申請はしたのに、まだ受け取っていない」という方はいませんか？
 あなたのマイナンバーカードを町でお預かりしたままかもしれません。交付通知書(はがき)を紛失した場合や、はがきに記載してある受取期限を過ぎている場合も、マイナンバーカードは保管していますので受け取ることができます。

令和5年2月までにマイナンバーカードの申請をした方のマイナポイント申込期限は令和5年9月末日です。窓口混雑緩和のためお早めにお受け取りください。

※マイナンバーカードの受け取りに来庁される前に役場住民生活課までお問い合わせください

🗨️ 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182



「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」の現況届の提出はお済みですか？

現況届の提出については、該当する方へ個別にお知らせしていますが、提出はお済みでしょうか？
 提出期限は次のとおりですので、まだ提出されていない方は、お早めにお知らせに記載の役場窓口で手続きをお願いします。

なお、提出がなければ手当を受給することができなくなりますので、ご注意ください。

提出期限	児童扶養手当	8月31日(木)まで
	特別児童扶養手当	9月11日(月)まで

🗨️ 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183
 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173